

令和5年度第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和5年12月22日(金) 午後7時～午後9時10分

[開催場所] 伊勢原市役所2階 2C会議室

[出席者]

(委員) 御領会長、大川副会長、堀澤委員、井上委員、高橋委員、二宮委員
横山委員、宇賀神委員

(事務局) 高橋健康づくり担当部長、鎮目保健福祉部参事兼保険年金課長、
森国保係長、萩原主査、坂本主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《議事の経過》

—開会—

【事務局】 ただいまより、令和5年度第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日、定数9名に対しまして出席者8名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日は、傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

【会長】 皆さん、こんばんは。前回に引き続きまして、今日は第3回目ということで、お忙しい中、遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日はお忙しい中、副市長に御出席を賜っております。伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについての諮問をいただくことになっておりますので、どうぞ委員の皆様の活発な御議論をお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

引き続きまして、副市長より御挨拶を申し上げます。

【副市長】 改めまして、こんばんは。御紹介いただきました副市長の宍戸でございます。本来、高山市長が出席させていただいて、諮問をさせていただくところでございますけれども、本日都内のほうへ来年度予算絡みで出張をさせていただいております。代わりに私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の事業について多大なる御尽力をいただいておりますこと、まず御礼を申し上げたいと思います。第1回、第2回の審議会を担当のほうから御説明させていただいておりますとおり、本市の国保の財政状況が、歳入が不足する状況が継続をしております。これまで毎年の予算編成の中で、極力市民の方へ負担が行かないようにということで、基金の活用、あるいは一般会計からの繰り出しといったような対応を図ってまいりましたが、やはりかなり苦しい状況が続いている中でございます。

ここで、県のほうから、今年、11月17日に暫定の数字ということでございます

が、来年度、令和6年度について、市から県へ納付する金額といたしまして、今年度と比べまして約1億4,800万円の減額ということで数字が示されております。ところが、御案内のとおり、国保については団塊の世代の方たちが後期高齢者医療制度へ移っていくと、それが続いておりました以降も、いわゆる被保険者数の減少というのが著しく進んでおりました、納める額はトータルとすると減額になるんですけども、国保の被保険者の数の減少を見込みますと、国保税収については、かなりそれを上回るような形で減少を見込まざるを得ないような状況になっております。本日はこうした状況を踏まえまして、国保税の引上げにつきまして諮問をさせていただきたいと考えております。

国民健康保険に加入していらっしゃる方が将来にわたって安心して医療を受けられるような体制をやはり築いていかなければならないというのが前提となりますので、ぜひ諮問に基づきまして、活発な御議論をいただくようお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、今回は各委員の皆様、伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについてを御審議いただくために、ただいまから諮問書を宍戸副市長から御領会長にお渡しいたします。

【副市長】 伊勢原市国民健康保険運営協議会、会長、御領奈美殿。伊勢原市長、高山松太郎。

伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）。

国民健康保険事業会計は、事業運営に係る歳出を保険税や交付金などの歳入で賄い運営する独立採算が原則ですが、退職者や失業者などの低所得者が多いという構造的な問題から、必要な財源を賄うことが難しく、やむを得ず一般会計から繰り入れを行うなど、依然として厳しい財政状況となっております。

また、本市における国民健康保険税については、平成30年度の税率改正以来5年が経過していますが、この間に、後期高齢者医療制度への移行者の増加、社会保険加入要件の拡大など、被保険者数の減少に伴い保険税収入が減少する一方で、県に納付する事業費納付金は増加傾向にあり、収支不均衡は拡大しています。

こうした中で、昨今の物価高騰などの厳しい社会情勢の中ではありますが、収支均衡を図りつつ、安定的な事業運営を実現するため、市民生活への影響に最大限の配慮をした上でも、所要の財源確保が必要と判断いたしました。

つきましては、次にあげる項目を柱とした、令和6年度伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて、国民健康保険法第11条により意見を求めます。

1 令和6年度の国民健康保険財政の安定的な財源確保のため、適正な税率の設定等。

2 低所得者の負担軽減を図る必要があることから、賦課割合（応能・応益割合）の変更。

以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

（副市長から会長へ諮問書を手交）

【会長】 承りました。

【事務局】 ありがとうございます。副市長はこれよりほかに所用がございますので退席させていただきます。

【副市長】 退席に当たりまして、実は今回諮問をさせていただく事案につきましては、年が明けました3月の市議会のほうにかけられる議案となります。それで、併せて、3月定例会には介護保険制度についても、いわゆる引上げの方向で議会へ提案をさせていただくような運びを今想定しております。

実は12月の市議会に下水道使用料引上げの議案を提案させていただきました。結果としてお認めいただきましたが、今、諸物価上昇の折に、いわゆる公共料金系の引

上げについてはかなり厳しい御意見を議会審議の中でも頂戴をいたしております。それらを踏まえまして、3月に向けまして、この審議会の御議論を基に議案のほうを提案してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、申し訳ございませんが、失礼をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(副市長退席)

【事務局】 諮問書の写しを今お配りしております。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

本日の会議では、先ほどもありました市長からの諮問事項となります保険税率の改正及び賦課割合(応能・応益割合)の変更について、一般会計からの繰入金及び基金保有額を考慮した具体的な保険税率をケースごとにお示しします。皆様からの御意見、御審議をお願いしたいと思います。

最終的な取りまとめは、今後、来年1月、県から本係数による国保事業費納付金が示されます。納付金額の変更もあることから、年明けになります次回協議会で、本日御意見としてまとめていただく考え方にに基づき最終試算を提示したいと思っております。この提示した試算を元に結論を得たいと考えております。

それでは、次第5の議題に入りたいと思います。

議長につきましては、通例により会長がなることとなっておりますので、会長、お願いいたします。

【会長】 それでは、議題の1番、税率の見直しに関する協議ということで、御説明のほうをお願いします。

【事務局】 最終的な試算の結論については、年明けに御提示させていただきたいと思っております。そこで最終的な結論をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料1に従いまして御説明いたします。あと資料1の別紙をお持ちいただければと思います。

まず、試算に当たっての前提条件ということで、これから試算の結果について御説明させていただきますが、先立ちまして、前回、第2回の運営協議会において、国民健康保険事業の財政状況の推移や、令和6年度以降の見通しといったものを説明させていただいております。国保財政につきましては、国保税の収入のほか、国、県の交付金や、一般会計からの法定内の繰入金を主な歳入としておりまして、また、その歳出につきましては、県に納付する事業費納付金が主な歳出となっていると説明させていただいております。

令和6年度においては、一般会計からのその他の繰入金や、基金等の活用を行ってもなお事業費の不足が生じるといった収支の不均衡である状況があると御説明させていただきまして、御理解いただけたかと思っております。

前回、財源不足の解消案としまして、3つの検討項目を示させていただいております。1つ目が、現行税率の改定による引き上げ、2つ目として、一般会計からの繰入金の増額、3つ目としてその両方を行う、その3案の中で財源不足の解消ができないかと。もう一つとしましては、先ほどの諮問にもありました応能・応益割合の変更ということで、低所得者への負担軽減に配慮した割合に変更することを検討項目として挙げております。このことを踏まえて、財源不足を解消し、かつ低所得者への負担軽減に配慮した応能・応益割合を変更する、保険税率等の改正に当たって試算を行った結果となっております。

では、資料1に沿って御説明申し上げます。

試算に当たっての前提としましては、もともと試算において、国民健康保険中央会

から提供されております国保保険料（税）試算システム、以下、試算システムと略しますが、そういったシステムを使って、試算に必要な金額、条件、パターン等を条件として試算するといった、そういった試算としております。

まず、試算をするに当たって必要な項目として、(1)の保険税賦課総額の算出と、こういった必要な賦課額の算出といったものが必要になってきますので、そちらの算出方法を表にまとめております。

今回、算出の仕方としましては大きく2つのケースに分けております。1点目としては、一般会計のその他の繰入金、現状、令和5年度の繰入金を維持した形で6年度も見込む3.42億円の繰入金のパターンと、1.5億円を増額した繰入金4.92億円という2つのパターンを基に賦課総額を計算しております。

項目で言いますと、①番の保険税として集めるべき額から、②番、収入見込額、③不足額、④番目の基金等の活用額ということで、これは前回御説明している数字にはなりますが、そこにその他の繰入金を3億4,200万繰り入れたケースと、4億9,200万繰り入れたケースと、2つのケースで分かれております。⑥番で、それぞれの繰入金を繰り入れた結果の不足額、それでもなお残る不足額というのが、3億4,200万の場合は2億9,800万、約3億円の不足が生じると。もう一つの、4億9,200万増額したパターンでは、1億4,800万円、約1億5,000万円不足が生じるようになっております。こちらのその他繰入金を繰り入れた結果、生じる不足について税率を引き上げるといって補うといった考え方になります。

これも計算上の話になってくるんですけども、⑦番以降で、保険税必要額というものを計算して収納率等を考慮した上で、最終的に賦課総額2という最後の欄の金額が、実際に保険税として賦課する金額の基となる金額になります。こちらについては、不足を解消する賦課額に加えて、基金保有に必要な金額、基金として保有しておくべき金額も含んだ形での金額ということになっております。⑩番の保険税賦課総額2となっていますが、こちらの太枠で囲まれている金額が今回試算するに当たっての基本となる金額になります。

次のページに行きまして、これらの金額を基に試算パターンというのを設定しまして今回計算されております。試算のパターンとしては、(2)の試算のパターンにありますように5つのケースとなっていますが、ケースとしては1から6に示してございまして、ケース①につきましては、これは今年度本算定の現行税率に基づいた内容、この試算システムを使って比較用に改めて再検査しているといったものになっております。つまり、こちらは比較用のケースになりますので、実際に試算した結果の、6年度の試算という意味では、ケース②番からケース⑥番までの5つのケースとなっております。

補足しますと、ケース①の試算システムで試算した今年度の本算定の結果につきましては、こちらは試算システムで計算しているものになりますので、実際の本算定の調定額等とは一致していない、あくまで比較用のものとなっております。

まず、ケースごとに説明しますと、ケース②、③につきましては、その他繰入金について4.92億円ということで、1.5億円増額を見込んだケースとなっております。ケース②と③の違いとしましては、応能・応益割合が、ケース②については50対50、ケース③については54対46になっております。ケース④、⑤については、その他繰入金が3.42億円のケースとなっております。こちらも同様に、ケース④については応能・応益割合が50対50のケース、ケース⑤については応能・応益割合が54対46となっております。こちらのケース②から④につきまして、先ほど1ページ目の表で算出しました保険税賦課総額に基づいた試算となっております。

ケース⑥は、これがちょっとケース②から⑤と少し異なった計算をしてございまして、ケース②から⑤については、考え方としましては、令和6年度に改正をして、基本的には令和7年度も同じ税率で賦課するという考え方で、2年間税率改正をしないで、

財政上、何とかもたせていくと、そういった試算のケースになっております。

ケース⑥についてはそうではなくて、ケース②から⑤については、2年間、税率改正をしないでも十分歳入を得るような税率にしていますので、少し急激に保険税が上がってしまうようなパターンになってしまっているということで、ケース⑥については令和6年度に引上げを行うんですが、令和7年度、8年度と毎年見直すような形で段階的に引上げをするようなケースとして考えております。

もう一点の違いとしましては、ケース②から⑤につきましては、実際計算する際に、収納率といったものを考慮する必要がありますが、こちらについては93%、ないし介護分は91%といったように、実際、当初予算を編成する際に計算に使っている、実際94%といった値で計算するんですけども、税率が上がってしまうことで収納率も少し落ちてしまうといったリスクも考慮して、93%をベースに計算したものになっています。

一方、ケース⑥につきましては、とはいってもというところで、徴収するに当たっての努力といった部分も考慮して、当初、予算編成時と同様の税率での計算ということで、引上げ幅をなるべく抑えるようなケースということで設定をしております。

あと、試算に当たって、現行の税率等から見直した点としましては、事業費納付金における医療分、支援分、介護分といった構成割合がありますが、こちら保険税における医療分、支援分、介護分といった同様の構成割合に対して比率を見直しております。事業費納付金と税率課税の比率においても同様となるような整合性を取るよう見直しをしております。

加えて、応益割合における均等割額と平等割額の比率は、応益割合のうちのことになるんですけども、もともと現行で均等割額と平等割額の比率が60対40といったような比率になっているんですが、県が算出する標準税率というものがありまして、そちらの算定方式では、70対30というような比率になっていますので、今回の改正に向けて合わせる形、70対30に合わせる形での見直しを行っております。

その結果、試算表で、パターン①は本算定、比較表の、今年度の本算定を再計算のパターンになりますが、ケース②からケース⑥ということでそれぞれの試算結果になっております。

ここで繰入金なんですけれども、4.92億円ということで1.5億円増加しているパターン、ケース②か③になりますが、これにつきましては、財政当局との調整をしていく中で増額することは厳しいといったことがありまして、現状としましては、今年度と同じ3.42億円、これが最大限の金額になるということで、要は増額が難しいというのが実情となっておりますということで、今回試算してはいますが、ケース②とケース③については実際難しいケースということで、実際の検討としては、ケース④からケース⑥の中で検討していくような形になりますので、一応試算はしてはいるんですけども、説明につきましては、ケース②、③についてはあくまで比較するものとして見ていただいて、実際検討するケースとしては、ケース④から⑥ということになります。

一応こちらの表で、ケース②からケース⑥ということで、それぞれの需要額という言い方をしていますが、あくまで試算システムで試算するに当たっての保険税の総額というか、計算上必要な金額をそれぞれ計算したものになっておりますので、詳しい内容の説明は割愛をさせていただきます。

実際、これらの需要額を用いて計算した結果というのが、次の3ページ目の(3)のケースごとの税率、均等割額、平等割額ということで、ここで需要額に基づいた各ケースの税率、あと均等割、平等割ということで、それぞれ医療分、支援分、介護分の税率、均等割、平等割を計算した結果が算出されております。主にケース④から⑥について見ていきたいと思っております。

現行税率としまして、ケース①のところ、例えば医療分から見ていきますと、現行の税率では、所得割の税率は5.32%ということになっております。これがケース④、応能・応益割合が50対50のパターンにおいては6.36%、約1.04ポイントの上昇といった試算になっております。均等割につきましては、現行2万1,000円から3万1,000円、1万円の増額といったものになっています。平等割額につきましては、2万800円から、逆にこれは300円下がって2万500円ということになっています。これは下がっている要因としましては、先ほど応益割合の中で、均等割額と平等割額の割合比率を60対40から70対30、標準方式に見直しておりますので、その関係で、平等割のほうが逆に少し下がっているということになります。

同様に、支援分、介護分ということで見ていきますと、支援分につきましては、2.20%からの0.11ポイントの上昇と、均等割額、平等割額につきましては、3,500円、均等割額については3,500円のプラス上昇と、平等割額についてはマイナス1,200円、介護分につきましては2.1%ということで、0.19ポイント増えています。均等割については4,100円の増額、平等割額はマイナスの1,500円の減額ということになっております。

ケース⑤につきまして、こちら、応能・応益割合が54対46ということで、応能分、所得割の税率のほうが高いといった計算の仕方になっております。こちらと比較してみていきますと、現行税率5.32%に対しまして6.93%と、1.61ポイント上昇しています。均等割額につきましては7,400円の増、平等割額については1,600円のマイナスとなっています。支援分につきましては、税率としては0.31ポイントの増となっています。均等割については2,600円の増、平等割は1,700円の減。介護分については、所得割の税率については2.32%ということで0.38%の増、均等割額は3,100円の増、平等割額は1,500円の増ということになっています。

ケース④、ケース⑤と比較しますと、応能・応益割合の違いによって、均等割額の上昇幅、平等割額の上昇幅といったものの差が出ている。所得割の税率の上昇の差に違いが出ているということが分かると思います。

ケース⑥につきましては、これは段階的に引き上げるという考え方になっておりますので、それぞれの上昇率を抑えるケースとなっております。ケース⑤と、繰入金や、応能・応益割合について変更はないんですが、先ほどの試算で使う需要額を単年度収支でプラスにする、7年度も改正するといったのを前提にしていますので、需要額を低めに見ておりますので、上昇率等につきましても、比較すると低い上昇率に抑えているといった結果になっています。そのため、医療分から見ますと、税率でいうと6.07%ということで0.75%、ケース5の約半分以下の上昇率に抑えている結果になっています。

同様に、均等割、平等割についても、ケース⑤と比較しまして、プラス幅といったものが抑えられたり、逆にマイナス幅としては大きなマイナス傾向になっているかと思えます。支援分につきましては、税率は変更がないという試算になっております。均等割額、平等割額についてもそれぞれ、1,400円と、マイナス2,500円ということで、ケース⑤に比べて低い増分、増額となっています。

最後、介護分につきましても2.0%ということで、0.09ポイントの増、均等割額についても1,900円の増、平等割額についてはマイナス2,500円ということで、大分上がり幅が抑えられている結果になっています。ケース②から⑥で見ても、例えば同じ応能・応益割合のケース③と比べても、1.5億円繰入金を増額したケースよりも低い税率に抑えられているといった試算になっております。

続きまして、試算に当たっての被保険者数、世帯数ということで、これは試算するに当たっての参考の数字にはなるんですけども、今回試算に当たりまして、令和5

年度（現状・比較用）と令和6年度（試算用推計値）ということで、それぞれの被保険者数及び世帯数を基に試算しております。令和5年度につきましては、本算定上の実際の人数ではなくて、あくまで試算するに当たって使用している人数を用いております。今回この点が、最初にお送りしている資料と見直しをしているところになっておりまして、当初、こちらの令和5年度の比較表の人数、世帯数につきましては、本算定時の人数、世帯数を用いて比較等を行っていたんですけれども、実際、試算システムで試算する基となるデータの数と異なっておりましたので、そうしますと比較する際に正しいパーセンテージが出ないということが分かりまして、今回差替えの資料の中では、あくまで試算システムで使用している人数、世帯数に合わせる形で見直しをしております。これによって、令和5年度と令和6年度、試算結果の比較において、より適切な比較ができることになるということでそのような経緯とさせていただいております。

では、次のページ、こちら、試算した結果、先ほどの税率、平等割、均等割額に基づいて、改めて試算した結果というものが次の試算結果の（1）になります。ここでそれぞれのケースごとに改正をしました税率、均等割、平等割額を基に本算定を行った、試算した結果ということになります。ここでいう賦課総額といったものが、いわゆる調定額という、その2つ隣の列の保険税必要額となっているのが、いわゆる収入額です。実際、歳入に当たるものになります。歳入でいうところの保険税額の収入額の見込額ということになります。賦課総額に対して収納率を掛けたものということになります。

ケース④においては20億3,200万円ということになっております。ケース⑤において、賦課総額については20億5,800万円と。段階的に引き上げるケース⑥については約18億3,300万円ということで、こういった金額での賦課総額の計算となっております。これらを基に、実際、令和5年度、どれぐらいの上昇幅となったのかというのが次のページになります。

5ページ目の、ケースごとの1人当たりの保険税額（年間）と令和5年度との比較となっております。表の構成としましては、ケースごとに1人当たり保険税額、左側の列が、医療分、支援分、介護分と、その3つの金額を合わせたものです。こちらの金額で比較をしております。その隣の列が、医療分、支援分ということで、40歳未満の加入者の方や、65歳以上の方、介護分がかからないケースの比較となっております。

こちらでもケース④から⑥について見ていきますと、令和5年度で1人当たりの保険税額（年間）ですが、現状では1万2,534円という計算になっております。これがケース④ですと1万3,493円ということで、約2万2,400円の増額となっております。増減率で言いますと19.9%、約20%の増となります。医療分、支援分だけで見ますと8万7,675円に対して10万6,424円ということで、その差としては1万8,749円、増減率としては21.38%となっております。

ケース⑤について見ていきますと、同様に今年度と比較しますと、2万4,090円の増額ということで21.41%の増となっております。医療分、支援分に限って言いますと、2万160円の増額ということで22.99%、約23%の増となります。

ケース⑥、最後の段階的に引き上げるというケースで見ますと、令和5年度と比較して9,123円、約8.11%の増となっております。医療分、支援分につきましては8,335円の増ということで9.51%、10%未満にも抑えられている増減率ということになっております。

これら試算した結果を基に、次のページ、6ページ目になります。（3）のケースごとの収支状況の比較ということで、ケース②から⑥について、先ほど4ページで言いました保険税必要額（保険税額収入見込額）を当てはめまして、収支状況の比較を行

っております。

太枠で囲んであるところ、②番の保険税額収入見込額となっている箇所が、先ほどの試算ケースで計算した後の収入見込額となっております。それぞれ当てはめておまして、最終的な収支の差というところで、下から2番目の太枠囲み、こちらの数字、この収支の差といったものが、それぞれケース②からケース⑥においてプラスの数字になっているかと思えます。

例えばケース④でいきますと、約1億1,800万円の収支の差としてはプラス、ケース⑤としては1億4,300万円、ケース⑥としては5,300万円ということで、それぞれ収支がプラスに転じておりますということで、ケース④から⑥につきまして、税率を引き上げることによって不足が解消しているということにはなっております。

加えて、剰余金、プラスが発生しておりますので、こちらについては令和7年度への繰越額ということになりまして、結果として、基金の保有ができるということで、基金保有推奨額についても、ここで満たすことができているということになります。

参考に、一番下に基金保有推奨額ということで、前年度調定額の5%ということになりますので、ここで言いますと、令和6年度の調定額、賦課総額に対しての5%の金額について、それを超える金額については、ケース⑤については、基金保有推奨額を超える剰余金が生じるというケースになっています。ケース④については若干低い金額になっていますけれども、ここはちょっと調整をしないといけないところになります。ケース⑥については、賦課総額、もともとの上昇率を抑えるために低い賦課総額で設定しておりますので、収支の差としては5,000万円とプラスにはなっていますが、基金保有推奨額という点で見ると、そこはちょっと満たしていないといった結果になります。

あと、違いとしましては、⑤番の基金活用額（取崩し）等となっているところが、ケース④、ケース⑤については1億4,800万円の基金活用を想定しています。ケース⑥については、この1億4,800万円を約1億円増額して、もうほとんど基金を取崩すような基金の活用ということで、ここを増額しておりますので、ケース④、ケース⑤と比べて保険税の上昇を抑えてはいますが、基金を最大限取崩すと、なおかつ剰余金も5,000万と、基金保有推奨額に満たない水準での剰余金を見込んでの保険税率の上昇の抑制といったようなことを行っております。

これら、ケース⑤とケース⑥については、7ページ以降で、令和6年度以降、これらの税率で、仮に6年度以降、7年度含めて、財政上どうなるかという推移について、試算したものについて説明をしたいと思います。

これらの結果を踏まえまして、次の(4)で、もう少し具体的に、令和5年度と世帯構成、所得構成を踏まえた比較といったものを行いたいと思います。ここから少し別紙のほうに移りまして説明をしたいと思います。

別紙1から説明いたします。

別紙1につきましては、グラフになっておりますけれども、ケースごとの比較、説明に入る前に、伊勢原市の国保加入者の所得の状況、どういった所得の分布があるのか、どういった世帯構成で分布があるのかといったものを説明したいと思います。

この資料につきましては、試算システムで、こういった分析の資料を出せますので試算システムから作成した資料を基に作成しております。こちらのグラフの見方としましては、まず加入者数ということで、縦の値としまして、ゼロから最大4,000までの数字になっております。横に、左から、所得の階層ごとに分かれておまして、一番左が未申告ということで、申告のない世帯が一部いらっしゃいます。あとゼロ円から最大1,000万を超えるといったような所得の階層ごとにグラフ化したものになっております。

積み上げグラフになっていまして、棒グラフの中の内訳として、世帯人数が色分けされております。一番濃い色が1人世帯で、薄くなるにつれて2人世帯、3人世帯と

いったそれぞれの所得階層の中の世帯構成の内訳が分かるようになっていたグラフになっています。

このグラフで見ますと、世帯としては、1人世帯がやはり一番多いということになっております。所得につきましても、ゼロ円の所得階層の世帯が約3,700世帯、約3割程度を占めているということになっています。ということで、かなり、低い所得の方の世帯構成に偏っているということと、その世帯の構成についても、1人世帯、2人世帯といったものが、世帯の構成としては大半を占めているということが、このグラフで分かるかと思えます。同じ内容のものを表で表したものが別紙2になっています。

こちらの表の一番右端に構成割合という欄がありまして、こちらが全体の加入者に対してのパーセンテージになっていて、構成割合の中で一部そのデータバーということで色づけしているところがありますが、やはりその所得の階層がゼロ円のところが30.6%、一番多い層となっていて、それに次いで43万円以下と、これが9.9%、6.9%と続いているということになっています。

同じように、一番下の欄にも構成割合というものがありまして、これは世帯に対しての構成割合というものになっています。こちら、1人世帯が68.3%ということで、こちらが最も多くなっておりまして、続いて2人世帯が23.6%ということで、1人世帯、2人世帯で大体90%を超えるような構成になっております。

あと、色分けしている7割軽減、5割軽減、2割軽減と、そういった吹き出しがありますけども、こちらはそれぞれの網かけで囲っている囲みのところが、所得でいうところで、43万円以下に該当する所得については、均等割並びに平等割額が7割軽減に該当する取得層ということになります。同様に、5割軽減、2割軽減ということで、応益部分に対しての軽減が適用される層となっております。

ただし、補足事項がありまして、こちらで書いてある世帯数というのは、あくまで国民健康保険に加入している人数、その世帯の中でも人数ということですので、実際の世帯構成の中で、例えば、世帯主がほかにいらっしゃって、後期高齢者医療のほうに加入しているとか、社会保険に加入されている世帯主がいらっしゃる場合であっても、国民健康保険の加入者が1人であれば1人世帯というところに、こちらの表では分布していますので、実際の家族構成、世帯構成とは異なってきます。

あと、所得階級における所得につきましても、こちらについてはあくまで所得割を計算するに当たっての所得ごとの分布になっておりますので、実際の国保加入者以外に所得のある方についての所得については、この表の中では計算されておられませんので、例えば1人世帯でゼロ円の所得となっている、一番多いところ、3,334人となっているところがありますが、実際この中に世帯主が別にいらっしゃって、世帯主の方に所得がある場合については、これについては軽減が適用されませんので、こちらの囲みの中にある7割軽減、5割軽減、2割軽減の全ての加入者に軽減が効くというものではないということは表としては補足事項になります。

大体、こちらの7割軽減から2割軽減に当てはまる対象加入者数の6割から7割に当たる加入世帯が軽減適用されるようなものになっております。その点だけ補足させていただきます。

ということで、大体、伊勢原市における国民健康保険加入者の所得の状況、どのような世帯構成が多いかといったものが、こちらのグラフ、表で、何となくイメージがつけられるのかなというところになるかと思えます。

次、別紙3に移りまして、別紙3は大枠の表になるんですけども、先ほど説明しましたケースごとの所得割の率や均等割、平等割の金額をまとめたものになっています。3段に分かれていて、医療分、支援金分、介護分ということで取りまとめた表になっております。

ここで確認したいところとしましては、一番右端に賦課割合(%)といった列があ

ると思いますが、こちら、ケースごとの試算した結果に基づく応能割合・応益割合の結果をパーセンテージで示しております。もともとケース②、ケース④については50対50で、ケース③、ケース⑤並びにケース⑥については54対46を目指した形での試算をしております、その結果としまして、目標としている応能・応益割合に、おおよそ近づく形でそれぞれ計算できているということが見て取れるかなということで、一応試算結果としまして目標としている応能・応益割合にそれぞれ計算できていることが確認できるかと思えます。

同様に、応益割合の内訳としての、均等割、平等割についても、各応益割合に対する70対30という割合についても、それぞれ結果として70対30という結果におおよそなっているというところが確認できるかと思えます。ちょっと分かりにくいというか、計算しないと分からない部分もありますが、別紙3は一旦、以上とします。

次、別紙4です。

こちらは、今回試算したケースの中で、令和5年度と比較して実際にどういった世帯、どういった所得の層にどのぐらいの影響があるのかといったものを整理するためにまとめた表になります。

表の見方としましては、まず、2段に分かれてはいるんですけども、パターンと書いてある一番左側が、先ほど来説明しています試算ケースごとにケース①からケース⑥に分けております。それぞれにシナリオということで、A1とかA2という記号をつけていますが、6つの世帯構成等を想定してそれぞれのケースを比較していこうとしております。

内容としましては、まず、それぞれのケース、A1というシナリオにおいては、これは1人世帯、単身の世帯で、かつ40歳未満といったケースを想定しての、それぞれの所得金額に応じた比較になっております。A2というシナリオにおいては、単身世帯で、かつ40歳以上ということで介護納付金分が賦課される年齢における比較となっています。その横の上段の右端、Bとなっているシナリオについては、2人世帯、夫婦を想定しているような世帯構成になっています。こちらについては、40歳未満もしくは65歳以上ということで介護納付金分が賦課されないパターンでの計算ということになっております。

下の段に行きまして、下の段の3つのシナリオについては、子育て世代を想定したシナリオになっています。Cにつきましては、両親が40歳未満で子供が1人いると、これは未就学、小学校に上がっていない子供がいるような例です。真ん中のDというところ、こちらは両親が40歳を超えていて、小学生以上の子供がいる3人世帯です。最後、Eというシナリオにつきましては、両親が40歳以上で、子供が2人いる、ともに就学しているといった4人世帯を想定したようなシナリオになっております。

それぞれシナリオ、AからEを見ていきますと、主に比較するのが、ケース1の現行税率における各世帯所得に基づいた、1年間保険税額がどれぐらい上がるかといった比較で見ていきたいと思えます。

まず、A1という単身世帯、40歳未満、1人世帯の方のケースで、令和5年度本算定時の1年間の保険税額と、ケース④から⑥についてどれぐらい差が出てくるかといったところで見たいと思えます。

まず43万円以下のケースについては7割軽減といったものが適用されるケースとなります。現行におきましては、単身世帯、40歳未満の方で7割軽減が効くケースですと、1年間の保険税額が1万7,400円となります。これがケース④ですと2万1,000円、約3,600円の増となります。一点、説明を忘れておまして、この比較欄というところで、各増分を%で表しているところがありますが、この中でデータバーと言われるようなグラフを置いております。このグラフの長さというか、面積が大きければ大きいほど、このケースの中における上昇率が大きいケースとなります。例えば、見ているケース④における43万円以下のケースで、20.69%の上

がり幅がありますというケースにおいては、単身世帯、A1のシナリオにおいて、43万円から最高で391万円の所得において比較していますが、その中でも一番上がり幅が大きいケースとなります。

これはどうしても、応能・応益割合を50対50で設定しておりますので、その応益部分、均等割、平等割額の増額が多い、増分が多いということになりますので、所得がない層に対しても上がり幅が大きい試算ケースとして結果が出ているということになっています。

同様に、その所得が72万円、96.5万円という軽減割合が効いておりますけれども、実際増分としてはそれぞれ、ケース④については20%から18%の増分ということになっています。逆に所得が160万円、275万円、391万円と軽減が適用されないケースにおいては、上昇率としては17%から16%と、逆に上がり幅としては減少していくような形での影響ということになっております。

同じ所得で、ケース⑤の場合で見えていきますと、こちらは応能・応益割合が54対46となっております。同様に増えていきますと、このケースにおきましては、43万円以下の所得の場合、上がり幅としては2,000円の増額ということで11.49%の上昇、所得が増えるにつれて上がり幅も大きくなっていく、そういった影響が見て取れます。

ケース⑥につきましては、これはもともとの上がり幅を抑えているというケースになりますので、43万円以下で見ますと、逆に言うと100円マイナスになるような試算結果にはなっております。72万円の所得の方については1,900円、同様に所得が上がるにつれて上がり幅は大きくなっていくといった傾向が見て取れるかと思えます。

次のA2のシナリオは、A1と比べて違いとしましては40歳以上というケースにしていますので、医療分、支援分に加えて、介護分の賦課がプラスとなっているケースです。こちらでも保険税率の上昇につきましては、単身世帯ですのでA1のケースと大きな差はございませんが、実際上がり幅としましてはやや、ケース④からケース⑥にかけて1%程度低いといった上がり幅での比較となっているということになっています。

これは先ほど、やや分かりにくいところではあるんですけども、事業費納付金に合わせて、医療分、支援分、介護分の比率を少し変えていますので、賦課額においても、医療分の比率が少し高くなっています。結果、介護分の賦課総額に対する全体の比率が少し下がっていますので、実際こういったケースごとの比較で見ると、医療分、支援分の年額、保険税額の世帯と、介護分を含んだ保険税額で計算した場合で見たとときに、介護分が加わったほうが少し税率の上昇幅が僅かではありますが低いといったような結果、傾向が出てくるということになっています。

続いて、2人世帯の場合、基本的には傾向としては同様に、ケース④については、所得が低いほうが上がり幅が大きいと。所得が高くなるにつれて、令和5年度と比べると、上がり幅はやや抑えられているという傾向があります。ケース⑤、⑥については、所得が低い方は上がり幅が低くて、所得が上がるにつれて上がり幅が少しずつ上昇していくといった傾向になっております。

下の段に行きまして、同様に3人世帯、こちら、未就学児がいますので、実際、未就学児についてはさらに軽減が効きますので、3人世帯にはなりますが、そういった未就学児の軽減が効いているという世帯にはなっております。こちらでも細かく数字を見ていくと時間がかかってしまいますので、大ざっぱな傾向だけで見えていきますと、基本的には同様の傾向です。ケース④、ケース⑤、ケース⑥と、ケース④については低所得の方のほうが上がり幅が大きいと。ケース⑤、ケース⑥については所得がある方のほうが上がり幅がやや大きくなるという傾向になっております。

続きまして、子育て世帯ということで、3人世帯同様に、両親が40歳以上で未就

学児の軽減が効かない3人世帯ということになります。

これにつきましては、ケース④、ケース⑤については、先ほどとあまり変わらないんですけれども、ケース⑥については、シナリオCまでとは少し違いまして、低所得の方のほうが、0.1%とか、少しではありますが、やや上昇率が上がっているという試算になっております。

これについては、今回、均等割額と平等割額の割合を変えて、均等割額の比率を高くしております。その結果、世帯内の人数、均等割がかかってくる人数が増えると、その均等割額の応益部分の負担が少し増えていくというような傾向があり、例えば、その次のシナリオEでも同様なんですが、3人世帯から4人世帯と、世帯内の人数が増えていくと、少し所得の低い方のほうが税率の上昇幅が大きいといった傾向が出てきます。全体を通して、やはりその傾向としては、ケース④のような応益・応能割合を50対50で見た場合は、低所得者の方のほうが上昇率が高く出てくると。逆に54対46と、応益分を低めに設定しているケースのほうが、所得が低い方については保険税率の上昇を抑えることができているといったところが見て取れると思います。

また資料1に戻りまして、試算した結果での世帯構成や所得の違いによる影響の度合いといったものを、今の表のところで提示させていただきました。

7ページからはケース⑤とケース⑥に絞って見ていきたいということで、財政状況の推移について、令和6年度以降、改正後にはどのような推移があるかということで、あくまでこれは、6年度以降、被保険者数等を推計した形で、かなり粗い推計方法ではあるんですけれども、推計した形で見ていきたいと思っております。

まず、考え方としまして、(1)の被保険者数の推移から見ていきます。令和6年度以降、7年度から9年度まで、約4年先まで見込んでおります。被保険者数につきまして、令和5年度から令和6年度にかけて3.93%、約710人の方が、減少するという見込みを今立てております。これが7年度以降も同様のパーセンテージで減少すると想定して、それぞれ、7年度、8年度、9年度、さらに検証していくといった見込みを立てたものになっています。世帯数も同様に、令和5年度から6年度の減少率がで、引き続き7年度以降も同様に減少していくと、見込みを立てております。

次の(2)国民健康保険税収入の推移ということで、こちらも同様に、令和5年度から令和6年度にかけて、やはり被保険者数の減少に伴って収入というものが減少しているという傾向があります。こちらの減少幅が、令和5年度から6年度にかけては9.38%、約10%減少していくと見込んでおります。これも、令和6年度税率改正した後も、令和7年度以降、同率で減少していくと、そういった見立ての中で推計をしております。表としては、ケース⑤で試算した結果の収入に対して、令和7年度以降、引き続き、毎年9.38%程度減少していただろうといった推計をしております。

8ページは事業費納付金がどのように推移していくかということで、これもなかなか予測が難しいところではあります。令和5年度、令和6年度にかけて、令和6年度については仮係数ということで提示がある状態ですが、約1億4,800万円程度の減少がありました。これにつきましては、令和5年度から令和6年度の減少幅としては、マイナス5.15%の減少がありましたが、これが、引き続き7年度以降もこの程度減少するかどうかという予測がなかなか難しいものになっておまして、事業費納付金の推移につきましては、事業費納付金、5年度と6年度の減少というよりは、被保険者数の減少が事業費納付金の金額の影響としては大きいのかなといった見立ての中で、被保険者数の減少見込み3.93%で、これと同様に被保険者数が減ることによって、事業費納付金も同様の割合で減っていくという見立ての中での推計を行っております。ということで、令和7年度以降については、3.9%程度は下がっていくのかなということでの推計をしております。

続いて、基金の推移ということで、こちらもケース⑤における基金の推移というも

のを試算しているものになっています。

令和6年度から見ていきますと、税率改正年度におきましては、1億1,800万円の基金を取り崩すといったことを想定しておりますので、基金活用額としては1億1,800万円の活用があります。その結果、年度末の残額としては、見込みとしては1億3,600万円の残額が出るという見込みをしております。

一方、令和7年度にかけましては、令和6年税率改正後に、先ほどもありました、収支上はプラスとなって剰余金が出る見込みになっておりますので、こちらの積立てを見込みまして、基金活用額としては1億2,800万程度を活用して、なおかつ、残額としても1億2,000万ほど残るだろうと、そういった推計をしております。令和8年度につきましては、こちらも見込みではありますが、同様に、基金の年度末残額を維持したまま、取崩額といったものを推計しております。

前後しますが、次の9ページ目、基金等の活用ということで、これらの結果を踏まえて、実際、令和6年度税率改正以後に、実際、収支状況としてどのように推移していくのかといったものを見ております。令和5年度につきましては、先ほども最初の試算でありました区分としましては、(b)の現年度課税額見込税額、約19億円の税額を見込んでおりまして、ここで、収支の差としては1億4,000万程度のプラスに転じるというふうに見込んでおります。令和7年度につきましては、税の見込額としては約10%程度の減少を見込んではいますけれども、基金等の活用により、収支の差としては、引き続きプラスということで推移することを想定しております。

同じく令和8年度、同じ税率で見た場合、これに被保険者数の減少から、税の見込額についても減少してくるということで、ここでも7年度から約10%の減少を見込んでおります。そうしますと、仮に基金の活用額を6,300万円ということで、あくまで基金の保有額を前年度の調定額の5%を残す前提で、取り崩せる金額が6,300万円ということになりますので、6,300万円のみを取り崩した場合に、収支上は赤字に転じてしまうような状況になります。ということで、令和8年度、令和6年度以降同様の税率で推移した場合、基金をまたここで取り崩す必要が出てくるという状況になります。ということで、令和6年度で税率改正を行います。令和7年度については、収支上はプラスになって、令和8年度については、また基金を取り崩して、収支の不足を解消するような状況になるということで、令和8年度あたりに改めて税率改正が必要になってくるといったものになります。ケース⑥は、令和6年度、7年度までは収支上の不足というものは発生しませんが、8年度以降で改めてまた見直しが出てくるのかなといったような推移の予想というふうになっております。

あと、補足する事項としましては、その他の繰入金につきましては、令和6年度、7年度については、現状、令和5年度と同様に3億4,200万円を見込んでおりますが、あるいは8年度以降につきましては、後ほどまた御説明をしますが、こちらの繰入金のほうも、やはりずっとこの3億4,200万円を維持することはやはり難しいという現状がありまして、徐々にゼロに近づけるために削減していく必要性がありますので、令和8年度以降は、その他の繰入金についても減らしつつということで試算をしております。そこも踏まえまして、令和8年度につきましては、改めて、税率改正の検討が必要になってくるだろうと見込んでおります。ここまでの、ケース⑤においての6年度以降の推移状況になります。

10ページ目については、同様の観点で、次はケース⑥の引上げ幅を最小限にして、段階的に税率を見直すというような試算の状況で見ていきます。

まず、(4)－2ということで基金の推移、令和6年度以降で見ますと、令和6年度時点で、基金の活用額については2億2,000万円ということで、ここで最大限の取崩しを行う想定になっておりますので、この時点で、年度末の残額というものが、3,000万、3,500万程度になる見込みになっております。ということで、令和7年度以降については、仮に3,000万というふうに見込みはしておりますが、ほぼ

基金として活用できる残額がないような状態になってしまっております。

当然、その基金の保有推奨額といったおよそ1億500万円、1億1,000万円の保有といった部分についても、それを下回る残額ということになってしまいます。

その次の(5)－2ということで、基金等の活用、実際このケース⑥で6年度以降の収支状況の推移を見ますと、令和6年度、税率改正を行った年度につきましては、収支としましては5,393万5,000円ということで、収支上はプラスになりますが、この時点で基金の取崩し2億2,000万円をしておりますので、何とかこの年度についてはプラスになりますが、令和7年度については、もう一度税率改正を行う必要があります。

ここでの税率改正といったものは、どれぐらいの上げ幅で税率改正をするのかというと、ケース⑤で見た、当初、ケース⑤については、7年度までは、収支状況としてはプラスになるような見込みで試算をしておりますので、令和7年度においては、ケース⑤と同様の税率まで引き上げて、何とか収支上プラスにしていくといった、令和6年度・7年度にかけて、2年度にわたって税率改正を行うと、そういったケースになります。同様に、令和8年度においても、令和7年度に税率改正をしてもなお、収支としましても、その基金がない状態になっておりますので、辛うじてプラスになるような収支状況が予測されます。つまり、令和7年度に加えて、令和8年度においてももう一度改正するといったような、6年度から8年度にかけて税率を改正すると。ただし、段階的な引上げということで、一気に税率を上げるのではなくて、3年度をかけて引き上げていくような方式ということになります。

以上が、ケースごとに試算の結果と、ケース⑤、ケース⑥における令和6年度以降の推移状況ということで見てきました。

最後、今後のスケジュールということで12ページ目、こちらは神奈川県が示しております保険料水準の統一に向けたロードマップというものがあまして、今、市町村ごとに保険税率、料率等を設定している状況であります。令和15年から18年にかけて、県内どの市町村であっても保険料水準を統一するといった目標を持って、今進めているところであります。そのスケジュールを参考につけております。

まず上から、神奈川県全体のスケジュールとしまして、納付金ベースの統一があります。こちらは事業費納付金を算定するに当たっての納付金ベースというものがあるんですけども、これも市町村ごとに、所得水準や医療水準によって、市町村ごとに異なる係数に基づいて計算しているというものがあるんですが、これも令和9年度の統一に向けて、今動いているというものになっています。

その下の保険料水準の統一、これにつきましては、令和15年に県内の市町村全て同じ料率で統一するといった方向で、今協議等を行っているところになります。令和15年度で一旦、税率・料率といったものを統一して、令和18年に完全統一ということで、この完全統一といったものは、例えば今、平等割とか均等割とか、その2方式と3方式と言われる、そういう算定方式の統一、応能・応益割合、これも今は市町村ごとに設定しているものを県内で統一すると。あと、保険料・保険税、この区別についても、県内で統一するといった統一を行う、全て統一するということをして令和18年度を目標に行っているということになっています。

伊勢原市も、県の目指しております保険料水準の統一に向けて、保険税率の改正、標準税率を見据えた税率改正といったものを行う必要があります。現状におきましては、今の財政状況に応じて税率の見直しというものを行っておりますが、令和15年度に向けては、都道府県の標準税率といったものが統一されるということになっておりますので、そちらに向けて、統一に向けての税率改正といったものも同時に行っていく形になります。

最後に、その他の繰入金削減ということで、現在の3.42億円、繰入金がありますが、標準税率になりますと、こういった繰入金等、本来、ないものとして税率設定

というものがありますので、どうしても、現行税率よりも都道府県の標準税率のほうが高い税率が設定されることとなります。そこに向けまして、今3.42億円ある繰入金についても、完全統一となる令和18年度までにゼロ円に削減するといったことが必要になってきますので、こちらについても、令和8年から令和17年にかけて、現行の3.42億円を10%、3,400万円ずつを削減していけば、10年かけてゼロ円になると、そういったような試算の中で削減をしていく必要があるかなというものになっています。

令和15年度、まだ少し時間はありますが、現在の財政状況及び令和15年の保険料水準の統一に向けて、定期的に税率改正を行っていく必要が、今後はあるというものになっております。

資料1の説明については以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

冒頭で御確認しておかなければならなかったのは、最初に、1月になりましたら県からの確定金額が来ると。それをこの枠組みの中に入れて、再度、確定した金額を出して、その後、この運営協議会を再度開いて、先ほど、諮問をいただいたものに対する回答を取りまとめると、こういうスケジュールで行きたいという御提案だったんですけれども、それでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、その前提に立ちまして、もう、かれこれ1時間30分近く、膨大ないろんなことを御説明いただいて、理解を進めていかなければならないという状況になっているわけですが、一応、今日はこの状況を理解して、どの方向性で行くかということをおこなう中で共通認識をつくって、そして1月の運営協議会のときに、確定したものによってどうするかという結論を出すという、こんな感じになろうかと思っておりますので、今日はまだ確定のところまで行かない段階で、いろんな質疑応答をできるかと思っておりますので、どうぞこの機会に、分からない点、御意見等ありましたら出していただければと思っております。

いかがでしょうか。

恐らく、提案の方向性としてはケース⑥で行きたいという心積もり、事務局としてはそういうのがあって、ただ、聞いていまして、これだと税率を毎年改定していくということですね。

【事務局】 そうです、はい。

【会長】 そうすると、その値上げ幅もどうなるかとか、そういったこともちょっと心配になったりしていたものですから。

【委員】 最終的に何%に上げるのか。

【会長】 そうですね、そういったところの心配とかあると思っておりますので、短い時間ではありますけれども、今、副会長がおっしゃったように、懸念材料をどんどん出していただいて、年明けの会議には、答えていただけるかなと思っておりますので、まず、出すだけ出してということで行きたいと思っております。

【委員】 ちょっと、まず総論としては、見直しの必要性というのは十分に理解しております。その中でも、先ほど出ましたようにシステムのほうが、まだ試算システムが最終的な数字じゃないので、1つは診療報酬改定の問題と、あと、被保険者の減による医療費の減とかそういうのが当然加味されるシステムの数字で出てくると思うんですけども、その辺もある程度先の見通しが出たら、次回に資料が欲しいというのが要望です。

2点目に、軽減税率を適用される、7割5割軽減の方なんですけれども、これ、税率を改正したとき、多少なり上がるわけですよ。そうしますと、はっきり言って収入面、未納分が多くなるのではないかという感じがしています。ですからその辺、今、資料の中にはなかったんですけども、保険税の未納の状況を、何というか、所得別、

その辺の資料も提供していただければありがたいなと思います。

それはなぜかという、やっぱり、当然、先ほど副会長も言われたように、市民が納得しない部分はその辺のところにも原因があるというふうに私は認識しています。ある程度の所得がある方は納税されますけども、やっぱり低所得者、7割、5割という軽減は分かりますけれども、どういう対策ができるかということもちょっと考えてもらいたい。

あと、もう1点だけすみません。別添資料で、追加資料、今日出された中で、特に25番の大井町の税率、所得割も随分低いので、これは県下の各市町村に比べて特段、3.03という数字になっていますが、この辺の要因というのは何か、今回分からなかったら次回でいいですから、御説明願いたい。なぜ大井町がこんなに低いのかというのを。

あと、山北町ですが、まだ資産割が残っているんですけど、その辺の状況を教えていただければありがたい。

以上、要望と意見です。

【会 長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委 員】 いや、やっぱり最終的に、次の改定率はどのぐらいなのかの予測はできると思うんですよね。今回はこれだけで済んだけど、また来年上がると、えっと思う方が多くなると思うんで、大体何%にしたいのかですよね。最終的には、ケース⑤と同じぐらいの割合にするのか。

【事務局】 そのケース⑤というのを、最初に⑤の水準で上げてしまうのか、2年間かけて⑤かという、この最初の1年度目は抑えて……。

【委 員】 次、もしかしたら6.93%よりも高い可能性はあると。

【事務局】 そこはちょっと、被保険者数、納付金の状況によっては、可能性があることではあるかとは思いますが。

【委 員】 そうですよ。あり得ますよね。大体それも予測立てられますか。厳しいですか。

【事務局】 今ここで御提示しているのは、毎年1億ぐらい剰余金が出て、基金ももうないので、その剰余金をそのまま翌年使うという試算で、それで、納付金については、今年1億4,000万下がったんですけど、それが、被保険者数が下がったことで医療費も下がるので、下がったという、被保険者数の減少率とほぼ同じになっているので、それを適用して推計した形なんです。だから7年度も減るという見込みを立てています。そういう見込みしか立てられないです。

【委 員】 立てられないですね、そうですね。なるほどね。

【事務局】 そうすると、何とか今年ぐっと上げれば2年間は収支が保てると。ただ、8年度については、もう1回見ないと。ただ、いきなりこれで、本当に行きますと、やっぱり20%ぐらい上がってしまうんですね。ただ、平均で20%なので、途中のお話で、54対46という、所得のある方に少し負担してもらおうというような配分をすると、パターンが幾つかありましたけれども、低所得者の人は少し上昇率が抑えられたりとか、そういう1つの逆算をした形なんです。なので、パターン⑤というのは、1回やって、取りあえず翌年は様子を見て、またもう1回見ますと。ケース⑥というのは、いきなり20%というのはさすがにきついだらうということで、じゃあ、半分ずつ上げましょうと。その代わりに、残のほうも少なくしていますので、それを何とかやりくりをして、2年間、2回に分けて上げると、何とかしのげそうかなという案になります。

【委 員】 でも、結局は8年度には。

【事務局】 そうです。8年度ももう1回見ないといけないです。

やっぱり、基金と繰入金に頼ってきたというところが、どうしてもその分で抑えて

きましたので、やっぱりそれがなくなってきちゃうと、どうしてもこういう、もう転換ですね、基金とかには頼りませんと、そういう形にしていけないとやっていけなくなるという状況です。

【会 長】 県で統一するということを目指していくに当たっては、繰入金で対応するというのは、行く行くなくなってくるということですよ。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 じゃあ、県はどれぐらいのパーセンテージを考えているって、全く分からないですか。

【事務局】 県は、もう神奈川県の中の各市町村から幾らくださいというのを案分して出しているだけなので、だから各市町村で、もう結構今年度は、他市の話聞きますと、やっぱり大幅に上げなきゃという話をすごく聞いています。

それと併せて、やっぱり構造的なところが、資料でもお示したんですけども、本当にもう国のほうで、もう何とかしてもらわないとということで、要望のほうは引き続き上げているんですけども、そういうのも裏ではやっていることはやっているんですが、なかなかそういうお金が回ってこないんです。すぐには、そういう実情を言っているんですけども、今回も一応、県の各市から上げましょうというお話は、今まとめようとしています。

【委 員】 よろしいでしょうか。今説明いただいて、パターン⑤か⑥、どちらか選ぶような形で説明をしていただいたんですが、選ぶに当たって、毎年改定する、または2年に1回、今年度、それとして、大まかなところでいいんですが、そのメリット・デメリット、挙げていただきたいのと、あと、国民健康保険なんかは短期保険証とかありますよね。介護保険はないんですか。今、未納者に対して、保険料を払ったら対応しますよみたい対応は、国保のほうはやられていますよね。介護のほうもそれはやっていらっしゃって、未納者に対する督促の意味も込めた対応をしているのか。

あと、この税率を変えるに当たって、パブコメか何かはやるんですか。その3点、ちょっとお聞きしたい。

【事務局】 2回に分けるということは、やっぱり、負担軽減というメリットです。ただ、デメリットは、先送りにするだけなので、状況によってはまた大幅に上げなきゃいけないとか、そういうことにもなります。遅らせるということは、遅らせた分、また増やさないといけないというところがあるので、ちょっとそこはデメリットかと思えます。

それから、介護のほうは、短期証はないです。介護保険でいいますと、未納滞納者に対して、保険証の期限を短くするといったような、国民健康保険の短期証に該当するものはないです。

あと、パブコメにつきましては特に行いません。

【委 員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほか、いかがでしょうか。

【委 員】 1点、確認よろしいですか。

ケース⑥の試算のパターンのところで、収納率1ポイント加算と書いてあるんですけども、これはどういった形でシミュレーションに反映されているのかなというのを聞きたかったんですが。

【事務局】 数字としての反映ということですか。

【委 員】 はい。

【事務局】 ここについては、4ページ、賦課総額というものをまず出して、ここで、実際、収納率において、実際に入ってくる歳入というのは収納率になりますので、保険税必要額を計算する際に、ケース②からケース⑤については、93%という数字で試算をした歳入を見込んでいます。

実際、令和4年度の実績を見ますと、94.何%、95%に近い数字です。ただし、

今回税率を上げることによって、収納率の低下というリスクもあるだろうということで、実際の収納率よりは低めで試算をしているというのがケース②からケース⑤になります。

ただし、実際は94%を超えている現状がありますので、例えばケース⑥、なるべく93%ではなく94%で計算したほうが歳入額も増えますので、歳入額が増えた状態で試算したほうが税率の上げ幅も抑えられるという考え方で、収納率を1ポイント上げています。

【委員】 ありがとうございます。つまり、1ポイント上げることの難易度がよく分からない。

【事務局】 金額がということですか。

【委員】 いや、1ポイント上げるという、どういった活動をして上げなきゃいけない、やっていくのかというのがないと、実現できるものなのかなど。今まで94%ぐらいいって、毎年1ポイント上げていくということ自体ができるのか。

【委員】 それは、今は、今の段階で94%あって、ほかのところは93%ぐらいで計算しているということですね。

【事務局】 試算上は。

【委員】 試算上。⑥は、現状の収納率が94%だから1ポイント足しているということよろしいですね。

【事務局】 そうです。

【委員】 そうということですか。分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

理解するだけでしんどい内容なんで、あまりいい見通しは立たない内容ですから、ちょっと大変かなとは思いますが。

【副会長】 提案です。それができるかどうか、要するに今、ケース⑤と⑥の話をされて、ケース⑤でも、2年、3年後にはまた改正しなきゃいけない。ケース⑥ですと毎年改正しなきゃいけない。改めて、被保険者の人数、対象の方は、現在でも約1万8,000人、最終的には、令和9年は1万5,000人まで減少するという見込みをされていますよね。こういう方々に、保険という自分の生命に関わるものに対してどう理解してもらおうかという、健康に理解してもらおうかということだと思いたうんですが、その辺、どうしても値上げせざるを得ないという事情はこの説明で分かるんですが、前回もちらっと言ったんですが、公共料金、下水道も上がる、下水道も全市民じゃないんですね。この国保も全市民じゃなく、市民の大体1割ちょっとの人数ですけど、そういう方がどう理解してくれるか、その辺をもっと、筋書で分かりやすいというか——分かるんですよ、今まで基金を出して、基金がなくなるよ、繰入金もなくなるよ、残額が減るから、国保の対象人数、被保険者数も減るよ、だから金額上げるよという、その説明は分かるんですが、もうちょっと対象の方々が理解できるような組立てを、次回出していただくとありがたいなと。

どっちがいいのかというのは正直分からないですね。今、メリット・デメリットを言われたんですけど、毎年上げて、少しずつ上げたほうがいいのか、ある程度上げて年数をおいたほうがいいのか、それもよく検討いただいて、出していただければいいなというふうに思います。その辺、もうちょっとうまい組立てをしていただくとありがたいなと思います。一応そういうことで、それは次回で結構です。

【委員】 私も1点だけちょっと。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今は定年が65歳、社会保険の人は65歳までの雇用確保が義務づけられたなんて話になっていきますけど、年金が70歳支給になるという話とともに、裏には、70歳まで今度は雇用保険も進めるって話もあるんですよ。そうすると国民健康保険の、社会保険から国保にする人というのは、70歳から75歳、たった5年

間のスパンになるんですよね。だから長い目で見て、今日も資料にあったような令和18年までの10年スパンの長い間の話になるんですけども、その間にまた70歳という話が出てくると思うんですよ。その辺は県ともよく調整しながら、単なるスライドするだけじゃなくて、長期的な考え方、はっきり言いますと、国保の運営を各市町村がやってたものが、県に統一されましたけども、それと同じように今後の国保がどこへ行くんだらうという懸念もあるんですよね。

その辺のところも加味しながら、市民に分かりやすく先のことを話して、100年先とは言わないけども、せめて5年、10年ぐらいの先、18年度までのスパン、資料にありますように県が、やるなら、その辺のところも加味した意見を入れていただいた中で、こういう形で流れていくんだよと、県下、税率を一緒にするとか、そういう資料がありましたけども、その辺のところ考えないと、本当、国保はどこに行っちゃうんだらうと思います。75歳は後期高齢だけれども、70から75歳だけの国保に入ったって5年間だけで、事業を運営するんですかって。一般に、もともとゼロ歳から入っている方もいらっしゃいますけども、多くの人は大体社会保険から流入でしようから、先々のことを考えて、それは意見として申し上げておきます。

【会 長】 ありがとうございます。

非常に難しい、将来の道筋のことなので、なかなか事務局としてはあまり細かいところまでは言えない面もあるかなとは思いますが、これはぜひ、議会でもいろいろとそういった話が出て、議論されたらいいんじゃないかなというふうに思います。

私たちのこの会議の中でも、将来的な流れの中でどういう役割があるのかということを考える非常に大切なことだと思いますので、そういった共通認識もつくらせていただきながら、年明けには選択をしなければいけないということなので、年明けはまた同じような資料が私たちに届くということでもよろしいのでしょうか。

【事務局】 1回でやるのか、2回でやるのかというところが決まれば、絞ってもう少しシンプルにしたいと思っていたんですが、その辺の結論がまだ出ないということなので、同じような形で、ただ、今6パターンありますけど、繰入金増額のやつは削って、もう、ある資源で何とか回すというパターンでは出します。

【会 長】 なるほど。

【委 員】 ⑤と⑥で出すということ。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 ⑤と⑥で絞って。

【事務局】 あと、低所得者に配慮したという応能と応益の割合についても、過去、やはり、54対46というところを目指してやってきた経過がございまして、今回もそれを踏襲したいという考えはございますので、そこだけでも、もうそういう方向でよろしいんじゃないかということであれば、そこに絞ります。

【副会長】 それは、私は賛成です。これだけの所得の人が、こんなに国保税が上がるのかと見ていたので、正直、今言われたように、未納者が増えるかなという感じがします。

【会 長】 それでは、⑤と⑥に絞るということではよろしいでしょうか。

【副会長】 私は賛成ですけど。

【会 長】 それで、先ほど副会長がおっしゃったように、1年ごとにやるのか一遍にやるのかというのは、ちょっと判断がつかないところのお話があったんですけども、その辺り、市はいかがでしょう。

【委 員】 ケース⑤がいいのか、⑥がいいのか、難しい。

【事務局】 この御提案をしたのは、やはり物価高とか、ほかの公共料金、電気・ガスとか、そういうものも含めて上がっていつている中で、上げる必要はあるんですけども、少し抑えながらというのを検討して御提案している部分なんです。だから、その配慮があったほうがいいんじゃないかとか、そういうことであれば、メリ

ットというところは、そこの部分もあるんですけども、ただ、少し延ばすだけなので、後ではどうしても、もう1回上げますので、そういったところもあるんですが、ただ、現状を踏まえてという形であれば、こういう方法で、何とかしのいでいこうと、そういう考えもごさいます。

【会 長】 社会情勢のこともありますので、先は分からないにしても、今非常に厳しい、伊勢原にとっても厳しい値上げが続いているという状況の中でということを出てきたという。

【副会長】 いいですか。ケース⑥の場合に、当然、国保に関わる人たちに、今年はいくらだけ上げますよと。ただ、段階分けていますから、要するに来年は順次上げていきますよということを最初から理解してもらおうという方法ならばいいのかなと思う。同じ数字を、同じ額がばーんと上がるという話じゃなくて、これだけ上げて、来年もこれだけ上げますよということを事前にお知らせするほうがいいのかなと。ケース⑤でも、令和8年には、3年後には同じくまた上げるでしょう。それだったら、逆にケース⑥の場合に、段階的に2段階で、2年にわたってこれだけ上げますと。これだけかかる費用を2年に分けますというなら、まだ少しは理解してもらえるかなという感じはするんですけど、それでもなかなか、もう今、値上げ値上げで、みんな参っていますから。

【会 長】 次にこの議論をするのでも間に合いますか。できれば今日、どれかに絞りたいということなんですよね。

【事務局】 そうですね。

【会 長】 ということだそうですね。

【委 員】 でも、やっぱり現状から言うと、大幅にいきなり上がるよりは、段階を置いて、ただ、上げる際にまたこういう運営協議会を経て上げなければならぬわけですよ。

【事務局】 そうですね。

広報ですとか、あと、自治会の連合会の代表者会議とか、そういう機会に、国保の現状と、あと、上げさせていただきましてとか、そういう説明はやっていく必要があると思いますので、それは丁寧にやっていきたいと思います。

【副会長】 いいですか。皆さん、広報でっていいいすけど、私、自治会やっているから分かるんですけど、さっきもちらっと言ったように、下水道がここで上がりましたよね。下水道料金は全市民対象じゃないんですよ。多分、半分、もうちょっと行くかな、でしょう、要するに2号下水ですから。この国保の場合で、この数字を見ても、一万六、七千人の方々に理解してもらわなきゃいけないわけですよ。多分、この国保に関係ない人は、ああ、そうかいで済んじゃうと思うんですね。むしろ対象になる方にどう理解してもらおうかというのが大事だと思うので、それがさっき言った、滞納が少しでもなくなる、これを上げたら、やっぱりそんな払えないよっつって、また国保の滞納の方が増えていってしまうわけですから、むしろ、その辺のところの主眼を置いていただいて、自治会でお話しされるのも分かるんですが、現実的には、そこへ出てきている何人が国保税を払っているかとなると、みんな年配ですけど、私だって国保じゃないんですよ。後期高齢者医療制度ですから、全くこれ、直接は関係なくなってきた話です。ですから、そういう部分を、もっと主眼を別のところに置いていただいて、一万六、七千の関わる方にどう理解してもらおうかのほうが大事だと思うので。市全体にPRすればいいという話じゃないので、それはちょっと視点を変えてほしいなと思います。

【事務局】 個別にも納税通知書を出すときには、チラシには当然入れておりますので、実際、もし上がった場合に適用されるのは7月の本算定という、前年の所得が固まった時点で幾らになりましたという結果になるんですが、伊勢原の場合、4月に仮の当初課税というのを暫定でやっています、そのときにも、全被保険者に周知が

できますので、そこでももちろん入れさせていただくことは考えています。

確かに、被保険者って1割ちょっとなんですけれども、そういう広報紙とかですと、もう皆さんに周知ができるということもありますので。

【副会長】 それは必要ですけど、主眼を別に置かないと、例えばここで話したから皆さん理解してもらっているという、そういう捉え方をすると、全然話が行ってないよ、理解してもらえてないよということになりますので、その辺に主眼を置いてほしいということ。

【会 長】 よろしいですか。

【事務局】 では、2回に分けてやるか、1回で行くかというところは、今のお話だと、分けていったほうがいいんじゃないかというところですので。

【委 員】 パターン⑥でやって。

【事務局】 その中で、1回、2回、3回と毎年やるということで、それぞれどれぐらいの税金かというのをあらかじめ試算という形で、単年度ではなくて複数年度にわたってのそういう、あくまで7年度以降は、どうしてもそのときの情勢によって当然見直すということになるとは思うんですけども、現時点での上がり幅を毎年どれぐらいでやっていくという方向で、その3年度分をお示しするような形での試算を行います。

【副会長】 今のところ、現実にはほかにお金の出どころがないのだから。

【委 員】 私も、⑥のパターンのほうが、未納者が、急に上がると結構増えちゃうリスクは、先ほどメリット、デメリットの話は聞いたんですが、そのデメリットって結構あるんじゃないかと思うんで、そのアナウンスをしながら、次年度もまた、再値上げという形での方向がいいかとは思っています。

【会 長】 ありがとうございます。そのような方向性でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、パターン⑥ということで、次回、54対46ということはやって、そしてパターン⑥ということで、次回はその中身を現実の数字とともに確認をして、まとめるという方向性で、よろしいでしょうか。

では、そのようなことでよろしく願いいたします。

では、データヘルスのほうに行きたいと思えますけれども、簡単によろしく願いいたします。

【事務局】 事前にお送りしたA4の資料2です。これ、1回目のときに、今年度のデータヘルス計画をつくりますという話で、概要のほうは御説明したんですが、今後のスケジュールのところになります。今後のスケジュール、令和5年の12月で、昨日まで、市役所の庁内のほうの意見をいただきました。

その内容が、追加で今日お渡ししました5番、1のところになるんですけども、意見は全部で9件いただきまして、これにつきましては、指摘のとおり、修正を加えたいと思っております。

令和6年の1月にパブリックコメントというのが、1月4日から1月24日まであるんですけども、こちらにつきましては、別紙の追加資料の2番のところ、どういった内容でやりますかというのが書いてあります。閲覧場所とか、意見の提出方法とか、周知方法はこちらに記載のとおり、パブリックコメントのほうをさせていただきます。

ここで、委員の皆様にも事前に素案のほうをお送りさせてもらっていると思うんですが、この庁内の意見についてはまだ修正がされてない状態で行っておりますので、これは修正するんですけども、パブリックコメントの、来年の1月4日の前に、もしお時間があれば、皆さんほうから御意見をいただいて、それを反映した上で、パブリックコメントのほうをできればしたいなと思っております、すみません、28日まで市役所なんですけど、そこでまとめたいと思うので、できれば27日までに御意見

のほうをいただければと思います。

また、追加であれば、パブリックコメントの中でも修正はまだできますので、取りあえず27日までにいただければと思います。電子メールか、直接、市役所の保険年金課のほうに口頭で伝えてもらっても結構でございます。どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

【会長】 では、今日は長時間にわたって御説明をいただきまして、また、いろいろ御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上となりますので、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。委員の皆様の活発な御審議、ありがとうございました。

次回、県からの本係数の提示がありますので、そちらも踏まえまして、本係数による国保事業費納付金に基づき、最終試算とします。方式としましては、パターン⑥の方式をもってして最終試算ということでお示ししたいと思います。

あと、日程でございますけれども、次回第4回につきましては、令和6年1月22日から26日の間での調整をさせていただきたいと思います。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願い致します。

では、これをもちまして、第3回国民健康保険運営協議会を終了します。本日は大変お疲れさまでした。

— 了 —